

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十七日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十四号

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。